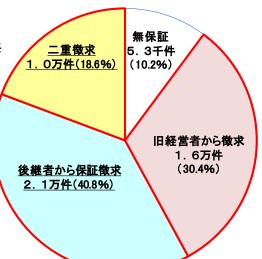
## 2. 事業承継時に経営者保証を不要とする新たな信用保証制度の創設

## 【令和2年4月から開始】

(令和元年12月23日(月)より事前相談受付開始 ※令和2年1月1日以降の事業承継企業も対象とする)

- 事業承継時に金融機関が自ら経営者保証を解除している割合は**約10%**。
- 金融機関による更なる経営者保証の解除を後押しするため、一定の要件 (※1) を満たす 企業について経営者保証を解除することを前提に、金融機関にとって使いやすい (※2) 新たな信用保証制度を創設(=経営者保証解除に伴う金融機関のリスクを分担)。
- ※1:①資産超過、②返済緩和債権なし、③一定の返済能力(EBITDA有利子負債倍率10倍以内)、④社外流出等なし
- ※2:原則として禁止している、既往のプロパー融資の信用保証への借換を例外的に認める。
- また、企業が「経営者保証ガイドライン」の充足状況について各都道府県に置く専門家の確認を得た場合、保証料も大幅に引き下げる(=中小企業にも利用しやすい制度に)。
- これにより、<u>制度要件を満たせば、新・旧経営者双方の経営者保証なしに事業を引き継ぐ</u> ことが可能に。

民間金融機関における事業承継時 の経営者保証の再設定状況



(資料) 金融庁「経営者保証に関するガイドラインの活用実績」より作成 ※件数は、2018年度データを記載

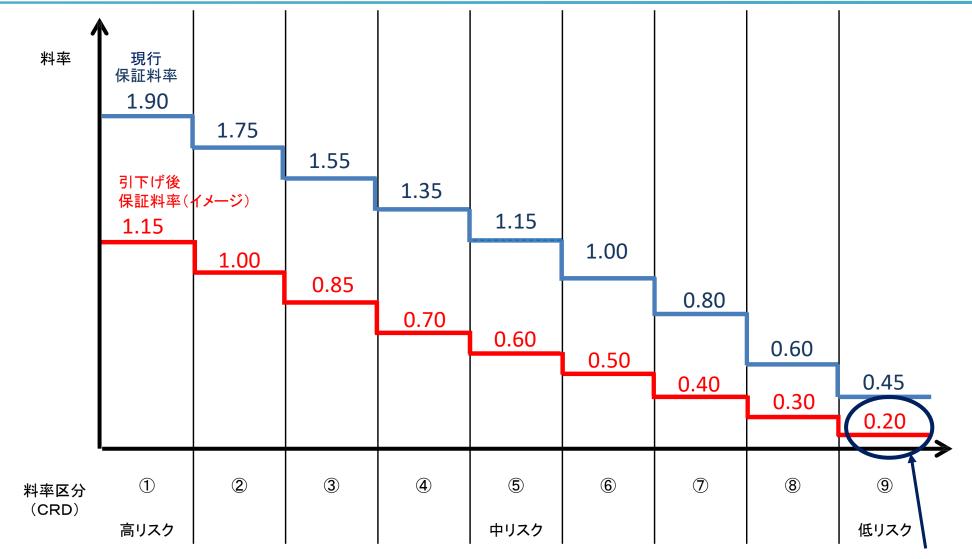
※旧経営者が保証を提供している先における代表者交代手続きが行われた場合のデータを記載

## 経営者保証を不要とする新たな信用保証制度(事業承継特別保証制度)

名称	事業承継特別保証制度
申込人資格要件	次の(1)かつ(2)に該当する中小企業者
	(1)3年以内に事業承継(=代表者交代等)を予定する「事業承継計画」(※)を有する法人 又は令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、承継日から3 年を経過していないもの※信用保証協会所定の書式による計画書が必要
	(2)次の①から④の全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②返済緩和中ではないこと ③EBITDA有利子負債倍率((借入金・社債 – 現預金)÷(営業利益+減価償却費))10倍以内 ④ 法人と経営者の分離がなされていること
申込方法	   与信取引のある金融機関経由に限る 
保証限度額等	2.8億円(うち無担保80百万円) 責任共有制度(8割保証)の対象
保証期間	【一括返済の場合】1年以内、【分割返済の場合】10年以内(据置期間1年以内)
対象資金	事業承継時までに必要な事業資金 既存のプロパー借入金(保証人あり)の本制度による借り換えも可能 (ただし、令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人に対しては、事業承継前の借 入金に係る借換資金に限る)
保証料率	0.45%~1.90% 【経営者保証コーディネーターによる確認を受けた場合、0.20%~1.15%に大幅軽減】

## 保証料率(9段階料率)イメージ

○2006年より、中小企業者の信用リスクを考慮した9段階の保証料率体系を導入している。新制度の料率は下記のとおり。



保証協会における管理に必要な費用の一部(0.2%)